

春日井市消費生活センターだより

令和3年度 第1号



令和3年6月10日

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 消費生活担当発行

はじめに 春日井市消費生活センターだより発行のごあいさつ

日頃から、春日井市の消費者行政に御協力をいただきまして、ありがとうございます。

春日井市消費生活センターでは、毎日数多くの消費者トラブルの相談が寄せられております。昨年度の相談件数は、1,144件となり、前年より大幅に増加し、まだまだ消費者トラブルに巻き込まれてしまっている方が多いのが現状です。

相談の内容は多岐に渡りますが、寄せられた相談を分析していくと、今流行している消費者トラブルや悪質商法が浮かびあがってくる場合があります。

そこで、不定期ではありますが、この春日井市消費生活センターだよりにて、皆様に消費生活相談の現状をお伝えできればと思います。ここで得た情報を、消費者トラブルに巻き込まれてしまった方への助言や消費生活相談への橋渡しにお役立ていただければ幸いです。

1. 令和3年4月の春日井市での相談概要

(1) 相談者の年齢

令和3年4月に春日井市消費生活センターで受け付けた相談件数は82件あり、前年の同月と比較すると12件減少となりました。年齢別にみると下表のとおりとなりました。

相談者の年齢

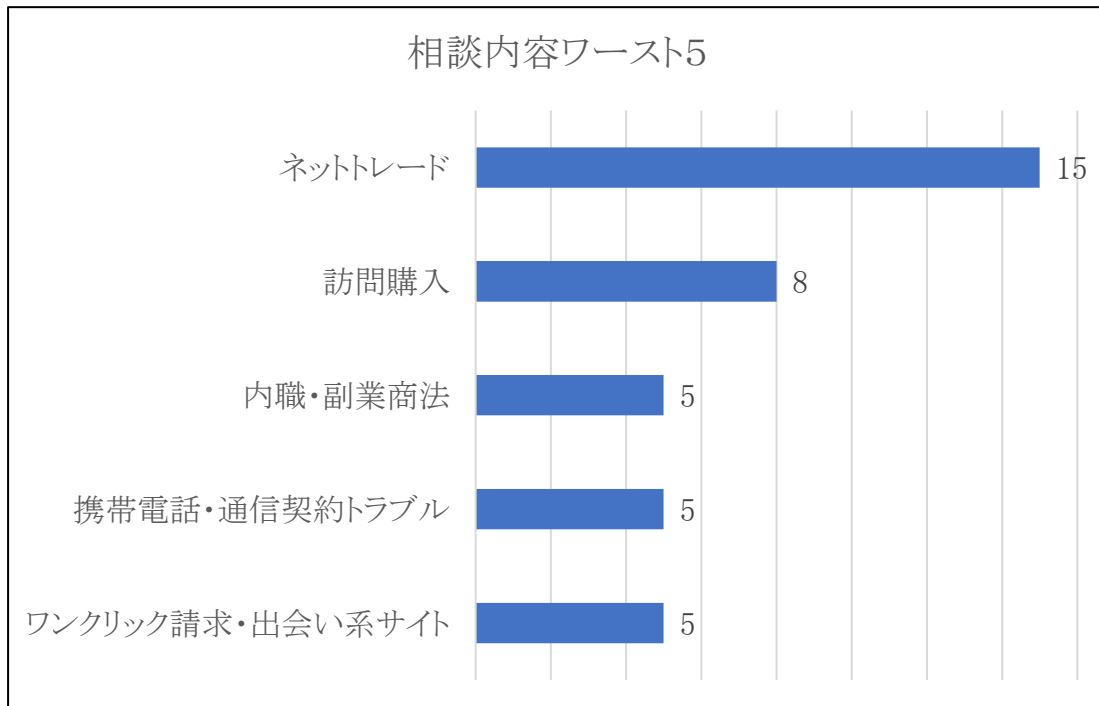
20歳未満	5人
20代	15人
30代	11人
40代	7人
50代	13人
60代	4人
70代	7人
80代	18人
不明	2人



80代が一番多くて、高齢者の消費者トラブルは相変わらず多いんだね

(2) 相談内容の内訳

相談内容の内訳は次のようになりました。一般的な契約等のトラブルを除くと、ネットトレード（ネットショッピング）、訪問購入（押し売り・押し買い）が多い結果でした。



2. 今月の相談ピックアップ

4月の相談件数は82件であり、そのうち7件が電子広告により発生した相談でした。そこで今月の電子広告による相談内容の確認及び相談の年間件数の集計を行いました。

相談内容を確認したところ、SNSなどを通じて定期購入を契約しているケースが多いことが分かりました。

また相談件数を集計したところ、幅広い世代で電子広告についての相談があることが分かりました。

この背景には、幅広い世代へのスマートフォンの普及があるのではないかと考えられます

年齢・性別	相談内容
40代女性	SNSで広告を見て初回500円の定期購入のダイエットサプリを注文したところ、後日16袋分の高額請求をされた。
50代女性	SNSの広告から痩せるというサプリを初回500円で申し込んだら、定期購入となっており高額な請求を受けた。
40代女性	格安SIMとスマートフォンを注文し、キャンセルしたうえで再度注文しなおしたが、スマートフォンが2台届いた。
50代女性	自分宛てに裕福な人の悩みを聞くだけでお金がもらえるという内容のメールが届いた。内容を信じ業者に個人情報を伝えてしまった。
40代女性	SNSの広告から痩せるというサプリを初回500円で申し込んだ。その後ネットで口コミを調べたところ、2回目以降に大量に送られてくると見た。2回目の商品を返品し、解約したい。
60代女性	スマホの広告を見て爪用ジェルを注文したが、4月中に2回目の商品が届き定期購入だったと判明。2回目以降解約したい。
30代男性	大手オークションサイトでブランド財布を落札したが、財布にインシタルが入っていた。

今回寄せられた相談では、電子広告から定期購入とは気付かずに契約を結んでしまうケースが多くありました。クーリングオフを使って解約すればいいと思っている相談者もいましたが、クーリングオフは訪問販売などの不意打ち性のある契約に適用されるもので、こうした通信販売では適用されません。解約は、契約時に定められた返品の特約等に従うことになります。

そのため、契約時にはよく契約内容を確認することが必要です。また、後でトラブルとなった時に備えて、広告や契約時の画面を保存しておくことも大事です。

春日井市消費生活センター

春日井市 市民生活部 市民活動推進課 (3階)

受付 月曜日～金曜日 (祝日除く)

午前10時～正午 午後1時～午後3時

電話 85-6616